

地温第140号
平成26年7月1日

芳賀町工業団地連絡協議会 御中

栃木県環境森林部地球温暖化対策課長

「エコキーパー事業所認定制度」における事業所の募集について(依頼)

本県の環境行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、県では、事業所における自主的な地球温暖化対策を促進するため、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所を「エコキーパー事業所」として認定しており、平成26年度についても認定希望事業所を下記のとおり募集いたします。

つきましては、募集案内のちらしをお送りしますので、会員の皆様等への周知に御協力くださるようお願い申し上げます。

また、今年度より、事業所の経営改善につながる省エネや再エネの取組について、助言や提案を行う「省エネ応援団」登録制度を開始したところです。登録事業者につきましては、下記の県ホームページから確認できますので、会員の皆様等には是非御活用いただきたく、併せて御案内くださるようお願いいたします。

記

- 1 募集期間 平成26年6月20日(金)～8月29日(金)
- 2 送付資料 「エコキーパー事業所」募集ちらし
- 3 県ホームページアドレス
 - (1)エコキーパー事業所
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyau/ondanka/ecokeeper.html>
 - (2)省エネ応援団一覧
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/ouendan/itiran.html>
 - (3)省エネ応援団の事業概要
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/ouendan/gaiyouseitumei.html>

栃木県 環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当 杉田 TEL 028-623-3187 FAX 028-623-3259



減らせ!とちぎのCO₂! ~地球と人にやさしい“エコとちぎ”づくり~

「エコキーパー事業所」募集!!



栃木県では、事業所における自主的な環境保全活動を促進するため、事業活動において地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所を、「エコキーパー事業所」として認定しています。

<平成 26年度 募集期間> 平成 26 年 6 月 20 日(金)~8 月 29 日(金)

■対象

- ・栃木県に所在し、地球温暖化対策に関し優れた取組を実施している事業所（学校や病院等も含まれます）
- ・認定は、支店、営業所、工場単位

■認定ランクと認定要件

地球温暖化対策の取組状況に応じ、「★」「★★」「★★★」の3ランクに区分して認定します。

認定ランク	認定要件		
	基本的な取組	発展的な取組	温室効果ガスの削減状況*
★ランク	7項目全て実施	—	エネルギー使用に伴う温室効果ガスを削減している
★★ランク		5項目以上実施	前年度比削減率の平均が0%超
★★★ランク			1%以上
			2%以上

※ 温室効果ガスの削減状況は、排出量又は原単位（生産量や延床面積等当たりの排出量）で判断します。

※ 更新申請の場合は、初回認定時から引き続き期間により削減率を算出することができます。

※ 電気事業者の排出係数の上昇に伴う温室効果ガス排出量の増加分は、補正することができます。

基本的な取組

①温室効果ガスの排出状況の把握

エネルギーの使用に伴い排出されるCO₂の把握です。
電気、燃料の使用量から算出します。



②エアコンの温度の適切な管理



③使用しない部屋の照明の消灯



④事務用機器等の使用しない時間帯における電源オフ



⑤近い階への移動時の階段利用の推奨



⑥節水



⑦廃棄物、資源ごみの分別回収



発展的な取組

各事業所が自主的に実施している地球温暖化対策【例】

①環境マネジメントシステムの取組



②地球温暖化対策推進のための従業員教育



③高効率機器の導入

④照明の人感センサー設置

⑤太陽光発電設備の導入



⑥ペーパーレス化の推進



⑦クリーンエネルギー自動車の導入

⑧「とちぎカーボンオフセット制度」によるCO₂削減認証

⑨「とちぎ発」ストップ温暖化アクションへの参加

⑩レジ袋削減の取組(社員へのマイバッグ使用推奨)

認定申請

認定を受けようとする事業所は、募集期間内に「エコキーパー事業所認定申請書」を次の申請書提出先に提出してください。様式は栃木県ホームページからダウンロードできます。

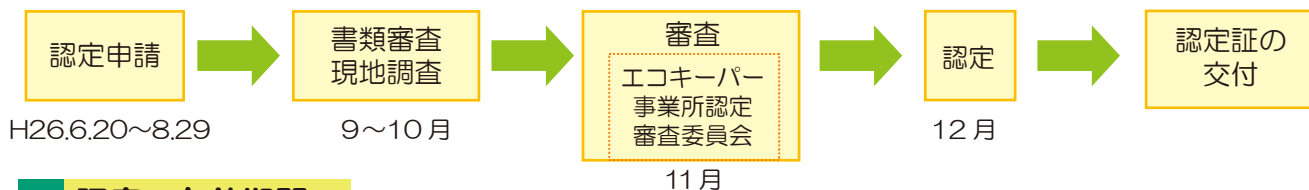
(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/eco/kankyau/ondanka/ecokeeper.html>)

募集期間：平成26年6月20日（金）～8月29日（金）

【申請書提出先】

県西環境森林事務所	環境企画課	〒321-1263	日光市瀬川 51-9	電話 0288-21-1178
県東環境森林事務所	環境企画課	〒321-4325	真岡市田町 1568	電話 0285-81-9001
県北環境森林事務所	環境企画課	〒324-0056	大田原市中央 1-9-9	電話 0287-23-6363
県南環境森林事務所	環境企画課	〒327-8503	佐野市堀米町 607	電話 0283-23-1441
小山環境管理事務所	環境対策課	〒323-0811	小山市犬塚 3-1-1	電話 0285-22-4309

認定までの流れ



認定の有効期間

認定の日から起算して3年間です。ただし、事業所の温室効果ガス排出量の削減率の把握期間に応じ、2年間又は1年間になることもあります。

認定を受けると…

- 県が、認定事業所について、ホームページ等で広く県民に紹介します。
- 認定ランクの★を付けたエコキーパー（栃木県地球温暖化防止イメージキャラクター）を印刷物等に使用できます。
- 栃木県建設工事総合評価落札方式の「地域活動の実績」で加点の対象となります（★★ランク以上に限る）。
- 金融機関で融資を受ける際に優遇制度を利用できます。



<足利銀行> ビジネスローン『スピードライン』の取扱手数料（融資金額の0.432%（消費税込））の免除
⇒詳細は各営業店へお問い合わせください。

<栃木銀行> 事業者向け無担保融資商品『ビジネスマックス』の取扱手数料（融資金額の0.432%（消費税込））の免除
⇒詳細は各営業店へお問い合わせください。

<商工中金> 「環境配慮型経営支援貸付」の利用が可能（★★ランク以上） ⇒詳細は宇都宮支店又は足利支店へお問い合わせください。

マロニエECO事業所表彰

○特に優秀な取組は、「マロニエECO事業所表彰」で表彰されます。

※すでに認定を受けている事業所は、毎年度8月末日までに前年度の取組結果を県に報告することで、マロニエECO事業所表彰の選考対象となります。

※過去に温室効果ガス削減にかかる表彰を受けた事業所は、原則として、より上位の賞でなければ入賞できません。

エコキーパー事業所として認定を受けた事業所の中から、特に優れた取組を行っている事業所を表彰（表彰式）H27.2.13（金）

栃木県総合文化センター（サブホール）

- 表彰を受けた事業所については、県がホームページ等でPRします
- 上位入賞事業所は、今年度で開催されるエコテック&ライフとちぎ（仮称）に出展できます

◆省エネ応援団も募集しています◆

地球温暖化対策に貢献する技術（省エネ、再エネ）を県内の事業所に提供する「省エネ応援団」も募集しています。詳細は県ホームページから確認できます。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/d02/ouendan/ouendangaiyou.html>



お問い合わせ

栃木県環境森林部 地球温暖化対策課 計画推進担当

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 電話028-623-3187 FAX 028-623-3259

E-mail : chikyu-ondanka@pref.tochigi.lg.jp